

## 志摩広域行政組合人事行政の運営等の状況

人事行政の運営等の状況について、志摩広域行政組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例及び地方公務員法に基づき、令和6年度の状況を報告します。

### 1. 職員の任免及び職員数に関する状況（4月1日現在）

	職員	会計年度任用職員 (フルタイム)	合計
事務局	3 (2) ※1	0	3 (2) ※1
花園寮	15	2	17
才庭寮	36	6	42
ともやま苑	36	3	39
福祉センター	7 (2) ※2	0	7 (2) ※2
合計	97	11	108

志摩市からの派遣職員（2人）を含み、志摩市への派遣職員（2人）を除く。

※1 事務局（）内職員数は才庭寮職員が兼務

※2 福祉センター（）内職員数は才庭寮職員が兼務

### 2. 職員の人事評価の状況

令和6年度は、職員96人、会計年度任用職員8人を対象に、地方公務員法第23条の2第1項及び志摩広域行政組合職員の人事評価実施規程に基づく人事評価を実施しました。

### 3. 職員の給与の状況

（1）関係市町から派遣されている職員の給与は、一部の手当（時間外勤務手当等）を除き派遣元から直接支給されております。

#### （2）職員の給与費の状況

職員数（A）	給与費			1人当たり給与費 (B/A)
	給料	手当	計（B）	
119人	365,657千円	221,007千円	586,664千円	4,930千円

### 4. 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

#### （1）標準的な勤務時間

1週間の勤務時間	始業時間	就業時間	休憩時間
38時間45分	8時30分	17時30分	12時30分～13時30分 午前もしくは午後に15分

所属部署及び職種によっては、上記以外の勤務形態をとっていますが、1週間の勤務時間は38時間45分です。

#### （2）週休日・休日

週休日とは、原則土曜日・日曜日をいいます。休日とは、国民の祝日に関する法律に定められた休日及び年末年始の休日（12月29日から翌年の1月3日まで）をいいます。

## 5. 職員の休業の状況

育児休業取得者数

男	女	計
0人	1人	1人

## 6. 職員の分限及び懲戒処分の状況

分限処分者及び懲戒処分者はありません。

## 7. 職員の服務の状況

年次有給休暇の取得状況

平均取得日数	7. 3日
--------	-------

## 8. 職員の退職管理の状況

区分	計
定年退職	1人
自己都合退職	11人（うち4人が会計年度任用職員）
任用期間満了による退職（会計年度任用職員）	0人
その他	0人

## 9. 職員の研修の状況

研修機関による研修	認知症介護基礎研修、キャリアパス対応生涯研修、地域の医療と介護にかかる研修等
組合による研修	新任職員研修、感染症対策研修、褥瘡防止研修、ハラスメント防止研修、高齢者虐待防止研修、看取りケアについて、災害時の緊急対応について等

## 10. 職員の福祉及び利益の保護の状況

### (1) 公務災害の発生状況（地方公務員災害補償基金）

1件の公務災害認定がありました。

### (2) 健康診断の実施状況

①夜間勤務者対象健康診断（49人受診）

②定期健康診断（53人受診）

人間ドック（54人受診）

③腰痛検査（88人受診）

## 11. 公平委員会事務の報告状況

不利益処分に関する審査請求等はありません。

1 2. 等級及び職員の職の属する職制上の段階ごとの職員数（4月1日現在）

(1) 一般行政職の級別職員数

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	定型的な業務を行う職務（一般職員）	3	3.6%
2級	特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務（一般職員）	3 6	43.4%
3級	相当困難な業務を行う職務（係長・主任・一般職員）	2 6	31.3%
4級	困難な業務を行う係長等の職務（係長・主任等）	1 5	18.1%
5級	特に困難な業務を行う課長補佐等の職務（施設長・事務局長補佐等）	1	1.2%
6級	課長の職務（事務局長・施設長）	2	2.4%

(2) 医療職の級別職員数

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	准看護師の職務	0	0.0%
2級	看護師の職務、知識又は経験を必要とする業務を行う准看護師の職務	2	20.0%
3級	相当高度な知識又は経験を必要とする業務を行う看護師、准看護師の職務	3	30.0%
4級	高度な知識経験に基づいて困難な業務を行う看護師、准看護師の職務	5	50.0%
5級	施設長の職務	0	0.0%
6級	特に困難な業務を行う施設長の職務	0	0.0%

(3) 労務職の級別職員数

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	労務職員の職務	0	0.0%
2級	労務職員の職務	0	0.0%
3級	相当困難な業務、相当高度の技能又は経験を必要とする労務職員の職務	3	75.0%
4級	困難な業務、高度の技能又は経験を必要とする労務職員の職務	1	25.0%
5級	特に困難な業務、特に高度な技能又は経験を必要とする労務職員の職務	0	0.0%